

## **ウッドトランスフォームシステム協会 会則**

### **第1章 総則**

#### **第1条（名称）**

本協会は「ウッドトランスフォームシステム協会」と称する。

#### **第2条（所在地）**

本協会の事務局は、株式会社長谷川萬治商店本社事務所（東京都江東区富岡2-11-6）に設置する。

#### **第3条（目的）**

本協会は、ウッドトランスフォームシステム商品（以下「WTS」）の普及および開発支援を通じて、災害に強い社会の実現と、循環型資源である木材の有効利用を目的とする。

### **第2章 事業**

#### **第4条（事業内容）**

本協会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. WTS 製品への審査、認証業務
2. WTS に関する PR 活動および普及促進
3. WTS に関連する新商品の開発支援
4. 他団体からの依頼による WTS 商品の管理受託業務
5. 他団体や行政自治体との連携窓口業務
6. その他、協会の目的達成に必要な業務

### **第3章 会員**

#### **第5条（会員資格）**

本協会の目的に賛同し、活動に協力する個人または団体を会員とする。

#### **第6条（会員の義務）**

会員は、本会則を遵守し、協会の活動に協力する義務を負う。

### **第4章 組織**

#### **第7条（役員）**

本協会には以下の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 事務局長 1 名
4. 監事 1 名

#### **第8条（役員の選任）**

役員は、総会の決議により選任され、任期は2年とする。

#### **第9条（役員会）**

本会には、会務運営上必要かつ重要な事項を審議するため、役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、理事、監事の全役員で組織し、会長が召集する。

3 役員会においては前条（総会）の規定を準用する。

4 役員会はこの規約で定めるもののほか、次の事項の議決をする。

（１） 総会に提出する議案

（２） その他、業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項

## 第5章 総会

### 第10条（総会の開催）

総会は、年1回開催し、以下の事項を審議する。

1. 事業計画および予算の決定
2. 事業報告および決算の承認
3. 会則の変更
4. その他、重要事項

### 第11条（議決）

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年終了後3ヶ月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、役員会の議決を経て、会長が召集する。

3 総会は、会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会員は、代理人をもって議決権を行使できる。

5 総会の議長は、会長が行うものとする。

6 総会においては、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （１） 規約の設定、変更又は廃止
- （２） 事業の計画及び収支予算の決定又は変更
- （３） 事業報告及び収支決算の承認
- （４） 解散

## 第6章 財務

### 第12条（会計年度）

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第13条（会費）

会員は年会費 **12,000 円**を協会に納付する。年度途中入会の際には、月割での会費とする。

また入会金は取らないものとし、既納の会費は返納しないものとする。事業内容や財務状況に応じて、年会費を見直すことができる。